○有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則(昭和六十一年大蔵省令第五十四号)

(新設)	五 認可投資顧問業者が、その取り扱う個人である顧客に関する
一~四 (略)	
で定める行為は、次に掲げる行為とする。	で定める行為は、次に掲げる行為とする。
第二十九条の二 法第三十条の三第一項第八号に規定する内閣府令	第二十九条の二 法第三十条の三第一項第八号に規定する内閣府令
(認可投資顧問業者の禁止行為)	(認可投資顧問業者の禁止行為)
2 (略)	2 (略)
	ための措置を怠ること。
	認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保する
	ない情報をいう。)を、適切な業務の運営の確保その他必要と
	その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されてい
	、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報
(新設)	五 投資顧問業者が、その取り扱う個人である顧客に関する人種
	はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を怠ること。
	合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又
	の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場
(新設)	四 投資顧問業者が、その取り扱う個人である顧客に関する情報
一~三 (略)	一~三 (略)
令で定める行為は、次に掲げる行為とする。	令で定める行為は、次に掲げる行為とする。
第三条第二項において適用する場合を含む。)に規定する内閣府	第三条第二項において適用する場合を含む。)に規定する内閣府
第二十六条 法第二十二条第一項第八号(法第九条第四項及び附則	第二十六条 法第二十二条第一項第八号(法第九条第四項及び附則
(投資顧問業者の禁止行為)	(投資顧問業者の禁止行為)
現行	改正案

2	귀	更	て	넴	λĺ	六	0	失	ス	信
(略)	するための措置を怠ること。	安と認い	しいない	明報その	八種、信	認可机	I	人又はも	る場合にはその委託先の監督について、	情報の安全管理、
	めの措置	められる	が情報な	他のは	信条、品	認可投資顧問業者が、		さ損のは	にはその	女全管型
	直を怠	る目的	を い う。	特別の	門地、.	尚業者 3		防止を	の委託:	Ì
	ること	以外の)を	非公開:	本籍地、			図るた	先の監	業者の
	٥	目的の	適切	情報(1	の 取 り		めに必	督につ	監督及
		ために	な業務	その業	医療又	扱う個		要かつ	いて、	び当該
		利用し	の運営	務上知	は犯罪	人であ		適切な	当該情	情報の
		ないこ	の確保	り得た	経歴に	る顧客		措置を	当該情報の漏え	取扱い
		要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保	ていない情報をいう。)を、適切な業務の運営の確保その他必	情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表され	保健医療又は犯罪経歴についての	その取り扱う個人である顧客に関する		失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を怠ること	\\ \	従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託す
		保	必	れ	\mathcal{O}	る		と	滅	す
2										
2 (略						(新設				
2 (略)						(新設)				
						(新設)				
						(新設)				
						(新設)				
						(新設)				
						(新設)				
						(新設)				
						(新設)				